

倫理って…？

今年度は「新潟県作業療法学会」にて当委員会主催セミナーを実施予定です。より多くの会員のみなさんに「倫理」「倫理観」を学び、自分ごととして考えていただけるように企画をしています。

今回は日本作業療法士協会のホームページより事例を紹介します。ぜひ「倫理事案」がどのようなものなのかを知っていただければ幸いです。

手抜き治療の事例

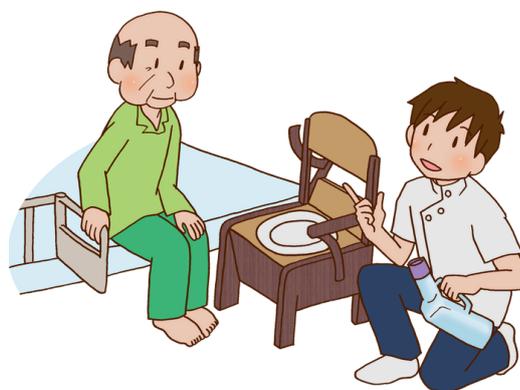
(参考:日本作業療法士協会倫理委員会.作業療法士の倫理に係る事例集.2024.3.31.)

<https://www.jaot.or.jp/files/page/rinri/jireisyu.pdf>

回復期リハビリ病棟に勤務するAさん。

担当以外の患者さんにも挨拶をしたり声をかけたりしながら、在宅復帰に向けた作業療法を実施しています。

時には決められた時間より早めに訓練を終了してしまうこともあります。ご家族が同席しているときには家族指導もかねて丁寧に説明をしています。



患者のご家族から、Aさんの言動や治療について日本作業療法士協会事務局に無記名で投書が寄せられました。

Aさんの言動については病院にも投書で「治療中に時間を気にして時計ばかり見ている」「治療に関係のないおしゃべりが多い」など具体的な指摘をしたところ、責任者から納得のいく説明があり変化にも満足されたとのこと。

しかし、治療に関しては納得がいかに今回の投書に至りました。



- ・ 治療内容はいつも同じで患者は意欲的に取り組めずにいる
- ・ 治療内容や回復状況、この先の見通しについて専門家らしい説明がない
- ・ 治療時間が20分間を満たさないことが何回かあった

内容・時間的にも正当性を欠く「手抜き治療」であると指摘し、協会に対して質の高い人間味のある医療の提供を強く望まれていました。



倫理について考える視点

①業務上の最善努力義務、誠実：良心、専門職上の責任、実践水準の維持

Aさんは、自分の言動が他者からどのように見られ、受け取られているかという点が自覚できていたでしょうか？

作業療法士は、対象者、家族、医師その他の関係職などの人々の信頼に応えるため十分な注意義務を怠ることなく最善の努力を払う必要があります。

その上で、相手の目にはどう映るのかを考えておく必要もあります。

②インフォームドコンセント、誠実：良心

Aさんは、対象者やご家族に治療目的や方針・内容などについて開始時や経過の中で十分な説明の機会をもったでしょうか？

その際、説明を行うだけでなく、意向を聞き取ることも重要になります。



③誠実：良心、法の順守

請求条件を満たさないまま報酬を請求した場合は、「不正請求」となります。

実際の実施時間・内容に基づく「記録」と「報酬請求」は基本中の基本です。

作業療法士はこのことを肝に銘じる必要があります。

また、職場の管理者は業務全体の質・量を把握し、このような事態を防がねばなりません。

<倫理事案に関する相談窓口>

公益社団法人 新潟県作業療法士会 事務局

〒950-0872 新潟県新潟市東区牡丹山3丁目1番11号 三森ビル301

FAX：025-384-0018

Mail:ot-niigata.toki4721@helen.ocn.ne.jp